

人事院指令 13-112

不利益処分審査請求事案に関する判定

平成23年第16号事案

請求者 福田光宏

処分者 文部科学大臣 下村博文

人事院は、上記事案について、次のように判定する。

主 文

本件配置換の処分を取り消す。

事 実 及 び 争 点

第1 処分の内容

処分者は、文部科学省大臣官房付（以下「大臣官房付」という。）として勤務していた請求者に対し、平成23年4月1日付けで、生涯学習政策局社会教育官（以下「社会教育官」という。）への配置換の処分を行った。

第2 争点

1 請求者の主張の要旨

- (1) 請求者は、平成22年4月1日に出向先の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙機構」という。）から文部科学省に復帰し、大臣官房付に採用され、国立教育政策研究所研究企画開発部総括研究官（以下「開発部総括研究官」という。）に併任となったが、当該出向前に就いていた官職等からみて、請求者が就いた大臣官房付は、文部科学省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（以下「職制段階訓令」という。）における、標準的な官職が内部部局（一般行政）の室長の職制上の

段階（以下「本省室長」という。）に属するものとして取り扱われていたはずで、請求者が本省室長級の職員であったことは明らかである。しかし、その後に就いた社会教育官は、標準的な官職が内部部局（一般行政）の課長補佐の職制上の段階（以下「本省課長補佐」という。）に属するものとされていることから、本件は、実質的には職員の意に反する降任処分であって、取り消されるべきである。

- (2) 本件は、請求者が、宇宙機構で期末手当の支給に関する不正を追及したこと、平成9年10月から職務の級の格付けが据え置かれたままであることについて文部科学省大臣官房人事課長に是正を要求したこと及び同22年12月期の勤勉手当の成績率の決定等について給与審査申立てをしたことに対する報復である。

2 処分者の主張の要旨

- (1) 請求者は、大臣官房付という職制段階訓令では職制上の段階が規定されていない官職から、「本省課長補佐」に属するものと位置付けられている社会教育官へ異動したものであり、また、併任した開発部総括研究官は、職制段階訓令上、標準的な官職が施設等機関（研究）の室長の職制上の段階（以下「施設室長」という。）に属するものと位置付けられ、これは「本省課長補佐」に属するものとの間で転任可能な官職であることから、本件は、下位の職制上の段階に属する官職に任命したことには当たらず、降任処分には該当しない。
- (2) 本件配置換処分は、請求者の希望、能力、経験及びポストの状況等を総合的に勘案して行った適法、妥当なものであり、請求者が主張するような報復といった意図は一切ない。

理 由

第1 事実の認定

両当事者の陳述、大槻達也、今村英輔、津村雅之各証人の証言、請求者の本人尋問の結果及び文部科学省設置法（乙第1号証）、文部科学省組織令（乙第2号証）、文部科学省組織規則（乙第3号証）、文部科学省本省の内部部局等の内部組織に関する訓令（乙第4号証）、文部科学省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（乙第5号証）、人事記録（乙第10号証）、再（仮定）計算調書（乙第11号証）、人事異動通知書（乙第12号証の1及び2）、人事評価記録書（乙第14号証の1から3まで）、身上調書（乙第15号証の1）、苦情処理結果通知書（乙第17号証）、人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（乙第18号証）、人事評価の基準、方法等について（乙第19号証）、専ら併任職員の人事評価に関する関係府省申合せ（乙第20号証）、人事評価の基準、方法等に関する政令（乙第21号証）、文部科学省人事評価実施規程（乙第22号証）、不利益処分に関する審査の申立事案に係る照会（丙第1号証）、不利益処分に関する審査の申立事案に係る照会について（回答）（丙第2号証）の各記載内容を総合すれば、次の事実が認められる。

1 請求者の経歴

請求者は、昭和58年4月1日文部省大臣官房人事課に採用され、文化庁、外務省、衆議院、国立大学等への出向・転任等を経て、平成9年4月1日文部省大臣官房人事課課長補佐に配置換となり、同年10月1日同省初等中等教育局中学校課情報教育企画官（以下「情報教育企画官」という。）に昇任し、平成10年7月1日同省高等教育局視学官（以下「視学官」という。）、同年10月1日同省大臣官房文教施設部指導課企画調整官（以下「企画調整官」という。）に配置換となり、平成11年4月1日学術情報センター助教授として出向・転任し、その後、同14年4月1日信州大学経済学部教授に

昇任し、同17年8月1日宇宙機構参事に辞職出向した。

同22年4月1日文部科学省大臣官房付に採用され、同日付けで開発部総括研究官に併任、平成23年4月1日社会教育官に配置換となり、同日付けで開発部総括研究官の併任を解除され、現在に至っている。

なお、請求者に適用された俸給表及び職務の級は、平成9年10月1日行政職俸給表(一)(以下「行(一)」という。)9級、同11年4月1日教育職俸給表(一)(以下「教(一)」という。)4級、同14年4月1日教(一)5級、同17年8月1日行(一)9級であり、宇宙機構の職員を経た同22年4月1日採用時は、一般職非現業職員となることに伴う再計算が行われ、同18年4月の給与構造改革による級構成変更後の行(一)7級に決定された。

2 新しい国家公務員の人事制度導入の経緯と概要等

- (1) 平成19年6月30日、能力本位の任用制度の確立や新たな人事評価制度の構築等を主な改正内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律が可決成立し、同年7月6日公布された。

当該改正後の国家公務員法(以下「改正法」という。)では、職制上の段階ごとに標準的な官職と標準職務遂行能力を定め、職制上の段階の上下関係で昇任・降任等を定義するとともに、人事評価の結果に基づいて昇任・降任等を行うこととされた。これらの改正は平成21年4月1日施行とされ、これに合わせて、同年3月6日、人事評価の基準、方法等に関する政令及び標準的な官職を定める政令等が公布され、内閣総理大臣決定により、標準職務遂行能力が定められた。

- (2) また、改正法に基づき、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効率的な運用を確保するため、平成21年3月3日に採用昇任等基本方針が閣議決定され、任命権者は、個々の人事異動が昇任、降任又

は転任のいずれに該当するのかを職員があらかじめ認識でき、また、官職ごとに発揮することが求められる標準職務遂行能力が明確になるよう、当該府省等に置かれる各官職がいずれの職制上の段階に属するかを訓令、通達等により明らかにすることとなった。

3 官職の上下関係

- (1) 平成21年4月1日に標準的な官職を定める政令が施行される以前においては、昇任は公の名称の上位の官職に任命すること等と定義され、文部科学省では、根拠法令である文部科学省設置法、文部科学省組織令、文部科学省組織規則、文部科学省本省の内部部局等の内部組織に関する訓令等を目安として官職相互間の上下関係等を位置付け、昇任、配置換等の人事運用を行っていた。

請求者が職制段階訓令施行前に就いていた官職について見れば、請求者は、同9年10月に、省令職として本省課長補佐よりも上位の官職に位置付けられていた情報教育企画官に昇任しており、文部科学省当局（以下「当局」という。）も、この官職は職制段階訓令施行後でいえば「本省室長」に相当する官職であったとしている。その後、請求者は、同じく省令職である視学官及び企画調整官に配置換で異動していることから、これらの官職も「本省室長」に相当する官職であったといえる。

- (2) 職制段階訓令施行以降は、内部部局（一般行政）の標準的な官職は、事務次官、局長、部長、課長、室長、課長補佐、係長及び係員の8つとされ、施設等機関（研究）の標準的な官職は、総括研究官、部長、室長、主任研究官、研究官及び研究補助員の6つとされている。

請求者が併任した開発部総括研究官の職制上の段階は、職制段階訓令別表第2において「施設室長」とされており、これは「本省室長」及び「本

省課長補佐」に相当する職制上の段階と位置付けられている。また、社会教育官の職制上の段階は、職制段階訓令別表第1の1において「本省課長補佐」とされている。

なお、請求者が職制段階訓令施行前に就いていた官職について見れば、情報教育企画官が振り替えられた文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長、視学官（行（一）7級で俸給の特別調整額二種以上の場合）及び企画調整官が振り替えられた同省大臣官房文教施設企画部施設企画課企画調整官のいずれも、その職制上の段階が職制段階訓令別表第1の1において「本省室長」とされている。

4 大臣官房付の取扱い

前記2記載のとおり、採用昇任等基本方針では、任命権者は、個々の人事異動が昇任、降任又は転任のいずれに該当するのかを職員があらかじめ認識でき、また、官職ごとに発揮することが求められる標準職務遂行能力が明確になるよう、各官職がいずれの職制上の段階に属するか明らかにすることとされている。

一方、当局においては、大臣官房付について、異動待機のためや併任の際等に活用しており、一時暫定の官職であることから、特定の職制上の段階に属するものではなく、実務上課長補佐級から部長級まで幅広く適用できるものとして運用している。

5 再採用時の経緯と併任官職の業務

- (1) 請求者が宇宙機構で就いていた参事ポストは、当局によると、宇宙機構が抱える課題に対応するため、行（一）9級相当（平成17年当時）の職務として新たに創設されたものであるとしている。
- (2) 当局は、請求者を平成22年4月1日付けで再採用するに当たり、同年

3月24日、文部科学省大臣官房人事課長常磐豊が、請求者に対し、大臣官房付で採用した場合の年間給与を示し、大臣官房付は俸給の特別調整額が支給されないために宇宙機構勤務時よりも年収が下がることを伝えた。しかし、同日及び平成22年4月1日の辞令交付の際、当局から請求者に対し、行(一)7級で採用することや、職制段階訓令における職制上の段階についての説明はなかった。

なお、請求者を再採用するに当たっては、宇宙機構への出向期間中引き続き職員であった場合に標準的な勤務成績であったものとして給与決定されており、当局からは、請求者の再採用時の職務遂行能力が従前よりも低下していたとの認識は示されていない。

また、当局は、請求者を大臣官房付で再採用した理由について、請求者は教育職や研究職といった専門的な知識・経験を必要とする職務に就くことを希望していたため、請求者が国立教育政策研究所での勤務を通じて自己研さんに努めながら教育職等に就く機会が得られやすいよう、一時暫定の官職である大臣官房付に就けることとしたとしている。

- (3) 請求者は、平成22年4月1日付けで開発部総括研究官に併任となり、大臣官房付として割り振られた業務はない一方、併任官職における具体的な業務として、①国立教育政策研究所の研究成果の公表方法・内容の改善、②「教員の質の向上に関する調査研究」の事務局担当及び③外部の財団から依頼を受けた基金の使途の検討の3つが割り振られた。

6 平成22年度上期の人事評価とこれに関する苦情処理申出等

- (1) 平成22年度上期の請求者の人事評価において、評価者（文部科学省大臣官房人事課長）は、併任職員に対する人事評価手続を経た上で、能力評価の全体評語について「C」（求められる行動が一部しかとられておらず、

当該職位として十分な能力発揮状況とはいえない。)、業績評価の全体評語についても「C」(当該ポストに求められた役割を一部しか果たしていなかった。)とした。

なお、上記全体評語を「C」とした理由は、能力評価については、所掌業務の課題に十分に取り組んだとはいえず、教員の質の向上に関する調査研究の会議を理由なく欠席したため、また、業績評価については、教員の質の向上に関する調査研究の取りまとめ等を拒否したためとされている。

- (2) 請求者は、前記(1)の能力評価及び業績評価の結果について納得出来ず、苦情処理窓口である文部科学省大臣官房人事課計画調整班評価係に、平成22年12月9日付け苦情処理申出書を提出した。

人事評価実施権者である同省大臣官房長は、当該申出について部内で審理の上、申出人(請求者)及び評価者等に対し、同月27日付け苦情処理結果通知書により、「評価者等による申出人に係る能力評価及び業績評価の評価結果等については妥当であると認める。」とする審理結果を通知した。

なお、当該通知書には、人事評価の手続に関する請求者の苦情に対する人事評価業務担当部署(人事課)の説明として、「大臣官房に所属する室長級職員は課長級職員が評価を行うことになっている。しかし、室長級の者が大臣官房付のように課に属さない場合には、関係課の課長が評価者として評価する運用となっており、申出人については、大臣官房人事課長を評価者にしている。」と記載されていた。

- (3) 当局は、本件事案の審理の当初においては、大臣官房付は、一時暫定の官職で職制上の段階が規定されていないことから、社会教育官に配置換えられるまでは請求者が属する職制上の段階を判断できなかったとしていたが、

その後の審理において、請求者の職制上の段階については、併任していた開発部総括研究官の属する職制上の段階である「施設室長」に相当するものと判断していたとしている。また、前記(2)記載の人事評価業務担当部署の主張と任用との関係については、請求者は従前に「本省室長」に相当する官職に就いていたことから、人事評価制度上では請求者を暫定的に「本省室長」級の職員とみなして取り扱ったが、任用上は「本省室長」級の職員と位置付けていたものではないとしている。

7 本件配置換の経緯等

- (1) 平成23年3月、常磐課長の後任の文部科学省大臣官房人事課長関靖直及び同課調査官山下馨は、人事評価記録書、国立大学法人等からの教育職や研究職の出向要請状況を確認した書面、同22年5月1日付け身上調書及び同補足票を基に、請求者の異動を検討した。
- (2) 平成23年3月23日、関課長は請求者に対し、専門スタッフ職俸給表2級が適用される官職への異動を打診したが、請求者は、行(一)7級に据え置かれている給与面での差別的取扱いが是正されない限り専門スタッフ職への異動に応じることはできないと回答した。その一週間後の同月30日、同課長は、請求者に対し、平成23年4月1日付けで社会教育官に異動させる旨内示した。その際、同課長は、開発部総括研究官から社会教育官への異動について、職制上の段階に係る説明は行わなかった。

なお、当局は、本件事案の審理において、請求者の希望は教育職、研究職の類であったが、ポストが本省外ではなかなか用意できず、また、専門スタッフ職への異動について請求者の理解が得られなかったこともあって、異動発令までの時間的な制約がある中で、請求者の希望、経歴等を踏まえ、教育職、研究職のない本省の中でそれらに比較的近いポストとして社会教

育官に就けたものであり、報復といった意図は一切なかったとしている。

- (3) 平成23年4月中旬、請求者は、社会教育官に配置換となってから初めてとなる同月分の給与支給明細書を見た際、大臣官房付を外れたにもかかわらず、「俸給の特別調整額」が支給されていないことに気が付き、職制段階訓令を見て、社会教育官は「本省課長補佐」に属することを知った。その後の同年9月、請求者は、配付された能力評価の人事評価記録書が「本省課長補佐」用のものであったことから、自らの職制上の段階が「本省課長補佐」であることを確認した。

第2 判断

- 1 請求者は、平成22年4月1日出向先の宇宙機構から文部科学省に復帰し、大臣官房付に採用され、開発部総括研究官に併任となったが、当該出向前に就いていた官職等からみて、請求者が就いた大臣官房付は、職制段階訓令により、職制上の段階が「本省室長」に属するものとして取り扱われていたはずで、請求者が本省室長級の職員であったことは明らかである。しかし、その後に就いた社会教育官は、職制上の段階が「本省課長補佐」に属するものとされていることから、本件は、実質的には職員の意に反する降任処分であって、取り消されるべきであると主張するので、これについて検討する。
 - (1) 官の要請により独立行政法人等に辞職出向した職員を再採用するに当たっては、職員の同意による場合や、出向前よりも下位の職制上の段階の職務遂行能力しか有していないと評価した場合等を除いては、少なくとも従前と同等の職制上の段階の官職に就けることが求められるものである。
 - (2) 請求者については、前記第1の1及び3認定のとおり、平成9年10月1日付けで文部省本省の課長補佐から省令職である情報教育企画官に昇任、行(一)9級(当時)に昇格しており、当局も、当該官職は「本省室長」に

相当する官職であったとしている。また、その後、同じく省令職である視学官及び企画調整官に配置換で異動している。さらに、職制段階訓令施行後、これらの官職（振替後の官職も含む。）の属する職制上の段階は「本省室長」とされていることから、請求者は、同11年4月に教育職である学術情報センター助教授に転任する前は、「本省室長」に相当する官職に就いていたものと認められる。

- (3) 平成11年の学術情報センター助教授への転任後については、前記第1の1及び5(1)認定のとおり、同14年4月に信州大学教授に昇任して教(一)5級に昇格しており、同17年8月には、同11年の転任前の職務の級である行(一)9級に相当するとされた宇宙機構の参事ポストに就いていることが認められる。

このように、請求者が同年に転任してから平成22年に再採用されるまでの経歴からは、その職責が当該転任前と比べて下がっているといえるものは見当たらず、当局からも、再採用時の請求者の職務遂行能力が従前よりも低下していて「本省室長」相当の職務遂行能力は有しないと判断した旨の主張はされていない。再採用時の給与についても、宇宙機構への出向期間中引き続き職員であった場合に標準的な勤務成績であったものとして決定されているところである。

- (4) ところで、前記第1の6(3)認定のとおり、当局は、本件審理当初、大臣官房付は一時暫定の官職で職制上の段階が規定されていないことから請求者の職制上の段階を判断できなかったとしていたが、その後、その当時の請求者の職制上の段階は、併任していた開発部総括研究官の属する職制上の段階である「施設室長」に相当するものと判断していたとしている。

そこで、「施設室長」に相当する内部部局の職制上の段階をみると「本

省室長」と「本省課長補佐」にまたがったものであるところ、本件において、請求者が平成22年4月に再採用された際に適用されるべき職制上の段階については、前記(1)から(3)までの内容も勘案すると、「本省室長」であったと見るのが相当である。なお、このことは、前記第1の6(2)認定のとおり、請求者が再採用された後の同年12月に示された苦情処理結果通知書において、請求者の職制上の段階が「本省室長」であることを前提とした記載がなされていたことから伺われるところである。

- (5) その後、平成23年4月、請求者は、大臣官房付から社会教育官に異動しているが、この官職については、前記第1の3(2)認定のとおり、職制上の段階が「本省課長補佐」であったことが認められる。
- (6) 以上のことから、請求者は、平成9年に「本省室長」に相当する官職に昇任し、その後もその職責等が下がったといえるポストに就いたことが認められない中で、同23年4月、「本省課長補佐」に属する社会教育官に異動したものであり、これは降任処分に該当するものと認められる。

職員の意に反する降任処分については、人事評価等に照らして勤務実績が良くない場合で、必要な注意、指導を繰り返し行う等したにもかかわらず、勤務実績の改善が見られないとき等に行われるものであるが、当局は、請求者を社会教育官に就けるに当たり、これを配置換と取り扱い、降任処分を行う際に必要な手続を行っていないものと認められる。

したがって、請求者のその余の主張については判断するまでもなく、本件処分を取り消すことが相当と認められる。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は職員の意に反する降任処分に該当するものであり、当局は、降任処分を行うに当たって必要な手続を行っていないものと認められ

ることから、これを取り消すのが相当である。

よって、主文のとおり判定する。

平成25年11月13日

人事院総裁
人事官 原 恒 雄 (原)

人事官 吉 田 耕 三 (吉)

人事官 一 宮 なほみ (宮)